

印西市犯罪被害者等支援条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、犯罪行為により不慮の死を遂げた市民の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った市民（以下、「犯罪被害者等」という。）への支援について、基本理念を定め、市及び市民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡、重傷病又は障害をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡、重傷病又は障害の原因となり得るものを含む。
- (3) 重傷病 療養に1カ月以上の期間を要する傷害又は疾病をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等に対する支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、被害の状況、日常生活への影響その他の事情に応じて適切に、途切れることなく行われるものとする。

2 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することなく、かつ、犯罪被害者等に関する個人情報 の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるようにするため、国や県、その他の地方公共団体及び犯罪被害者等の援助を行う民間の団体（以下、「関係機関等」という。）と連携するとともに、当該施策が円滑に実施することができる体制を整備するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、犯罪被害者等の置かれている状況及びその必要性についての理解を深め、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等に対する支援に協力し、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市長は、犯罪被害者等の中でも犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、本市に住所を有する被害者又はその遺族に対し、それぞれ当該各号に定める見舞金を支給する。

(1) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病が生じた者

(2) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族（次条第3項の規定による第1順位の遺族をいう。）

(遺族の範囲及び順位)

第8条 前条の規定による遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の

事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡当時胎児であったものが出生した場合における第2号又は第3号の規定の適用については、当該子は、その母が被害者の死亡当時主として被害者の収入によって生計を維持していた場合にあっては同項第2号の子と、その他の場合にあっては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金の支給申請)

第9条 見舞金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りではない。

(見舞金の支給制限)

第10条 市長は、次に掲げる場合には、規則で定めるところにより、見舞金の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）がある場合

(2) 被害者が犯罪行為を誘発した場合、その他当該犯罪被害につき被害者にもその責めに帰すべき行為があつた場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないこと認められる場合

(見舞金の額)

第11条 重傷病見舞金の額は、次の各号に掲げる重傷病の程度に応じ、それ

ぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 全治1カ月以上3カ月未満 5万円

(2) 全治3カ月以上 10万円

2 遺族見舞金の額は、30万円とする。

3 遺族見舞金を受けることができる遺族が2人以上ある場合は、遺族見舞金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額をその人数で除して得た額とする。

(見舞金の支給に関する特例)

第12条 既に重傷病見舞金の支給を受けた者が当該重傷病見舞金の支給の原因となった犯罪行為により死亡した場合における遺族見舞金については、当該重傷病見舞金が支給されなかったとしたならば支給されることとなる遺族見舞金と既に支給された重傷病見舞金との差額を支給するものとする。ただし、死亡の原因となった犯罪行為が行われた日から1年以上経過して死亡した場合には、遺族見舞金は支給しない。

(支給の決定)

第13条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、見舞金の支給の適否を決定するものとする。

(見舞金の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるとき、又は見舞金の支給後において第10条各号のいずれかに該当することが判明したときは、支給した見舞金を返還させるものとする。

(転居費用の助成)

第15条 市は、第7条の規定による見舞金の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)で、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になったものに対し、規則で定めるところにより、その転居等に要した費用の助成を行うものとする。

2 第9条の規定を転居費用の助成を受けようとする者について準用する。この場合において、第9条第2項中「の発生を知った日から2年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年」とあるのは、「が発生した日から1年」と読み替えるものとする。

(市民への啓発活動等)

第16条 市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないようにするため、犯罪被害者等の置かれている状況、抱えている問題等について市民の理解を深めるよう、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第17条 市は、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体に対し、その果たす役割の重要性にかんがみ、更なる活動の促進を図るための支援や情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

この条例は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に発生した犯罪被害について適用する。